

業務仕様書

1 業務名

インターネットの安全な利用に係る教材作成・研修業務

2 業務概要

- (1) 小学校5・6年生と中学生、及び保護者向けにインターネット利用に係る教育啓発映像を制作する。
- (2) 市立学校教員を対象とした研修会を実施する。
- (3) 安全なインターネット利用のためのルール策定に向けた資料の提供を行う。
- (4) 教職員向け指導資料等の作成を行う。
- (5) 保護者向け啓発コラムの作成を行う。

※制作に係る企画、構成、素材調達、著作権などの権利関係処理、学校構内での撮影、取材、グラフィック作成、音楽選定およびこれらに付随する業務一式を履行すること。

3 業務の履行期間

令和3年4月27日から令和4年3月31日

4 業務内容

(1) 市立学校向け 映像教材制作

ア 児童・生徒向け映像教材制作

(ア) 業務内容

インターネットの基礎知識とネットトラブルにあわないためのポイントを小学校5・6年生と中学生の発達段階にあわせ制作する。映像教材を視聴すれば、教員の特段の補助がなくとも学習可能な内容とすること。

(イ) 対象・映像時間

- ・ 市内小学生向け（高学年）全編 40 分の映像教材
- ・ 市内中学生向け 全編 45 分の映像教材

イ 保護者向け映像教材制作

(ア) 業務内容

児童生徒のネットトラブルの現状と家庭での対応について、小・中学校の保護者向けに「子どもが身に付けた能力にあわせて、インターネットを段階的に利用させることが重要」という考え方に基づいた映像教材を制作する。映像教材を視聴すれば、教員の特段の補助がなくとも学習可能な内容とすること。

(イ) 対象・映像時間

- ・ 市内小学校 保護者向け 全編 20 分の映像教材
- ・ 市内中学校 保護者向け 全編 20 分の映像教材

ウ 納品物

- ・市内小学校 199 校、中学校 99 校、中等教育学校（前期課程）1 校への配付用 DVD 及び教育委員会用の DVD
- ・学校配付用 DVD は、DVD プレイヤーで再生可能な形式
- ・教育委員会用 DVD は、MP 4 形式（標準画質）の映像データ
- ・学校配付用 DVD 及び教育委員会用 DVD は、教育委員会に納品する。

※尚、DVD 制作および発送に係る費用は受託者が負担する。

エ 納入期限

令和 3 年 6 月 30 日

オ 映像教材に対する要求事項

以下のとおり映像を撮影・編集する。

- (ア) 対象者の興味を持続させるように適切にナレーション、CG、BGM、効果音等を挿入すること。
- (イ) 音声は体育館のような音響環境が十分でない会場でも聞きやすいように、声の大きさや声の質など考慮して録音・編集すること。
- (ウ) 映像はプロジェクタ等の投影機器でスクリーンに映しても、映像が暗くて見えないことがないように考慮して撮影・編集すること。
- (エ) 音声を使用できない媒体、状況での活用を考慮してスライドのワイプ表示やテロップを活用し、音声の代替とすること。
- (オ) 聴覚障害者にも理解できるよう、画面に読みやすく解りやすい日本語字幕を、必要に応じて付けること。児童への講義も想定し、対象の既習漢字のみを使用すること。
- (カ) MP 4 形式については、標準画質とし、ビットレートは 4Mbps 程度、サイズは 1280×720 ピクセルとすること。
- (キ) MP 4 形式については、教育委員会の YouTube 等における非公開ページにアップロードし、各学校の教職員及び児童生徒、保護者等の関係者のみが閲覧することができるものとする。ただし、ダウンロードやコピー、関係者以外への URL の漏洩については禁止する。
- (ク) 学校配付用 DVD は、保管可能な DVD ケースをつけること。
- (ケ) DVD ケースには、ジャケットをつけること。なお、ジャケットについては、受託者が作成し、教育委員会と確認の上決定すること。
- (コ) 映像教材の内容について、教育情報化コーディネータ 3 級以上または Google 教育者認定資格者レベル 2 の資格者の監修を受けること。

カ 著作権

上記の委託内容の著作権は、納品した時をもって受託者から札幌市に一部譲渡され、共有するものとする。ただし市及び受託者は相手方に対し、期限なく無償で自由な利用を許諾する。両者は、作成資料の全部または一部を抜き出し

または改変して利用する等、著作権法第 27 条に定める権利に係る利用をする際には、事前に相手方に通知し、承諾を得るものとし、利用の条件等について両方で協議するものとする。

(2) 市立学校教員等向け研修

ア 実施回数及び研修時間

1 回、180 分以内（詳細は札幌市教育委員会と協議すること）

イ 実施時期

令和 3 年 9 月～令和 4 年 3 月（後日、札幌市教育委員会が日程を決定）

ウ 研修内容

全国的な子どもたちに関わるネットトラブルの傾向や、子どもたちがネットリテラシーを身に付け、トラブルを未然に防ぐための効果的な指導等。

エ 対象者

市立学校教員、保護者、警察関係者等（最大 200 名）

オ 会場

札幌市内の会議室等（無料）（詳細は、後日札幌市教育委員会が決定）

(3) 安全なインターネット利用のためのルール策定に向けた資料の提供

小中一貫教育の視点を踏まえ、中学校区の小学校と中学校が連携し、地域における安全なインターネット利用のためのルール等を策定することができるよう、ルール策定の手順及び先進事例等の資料を令和 3 年 9 月 30 日までに提供する。

(4) 教員向け指導資料等の作成

小学校 4～6 年及び中学校それぞれにおけるネットの安全な使用方法の啓発についての授業（小・中各 1 校時分）の実施に向け、教職員向けの指導資料及び授業内で児童生徒が使用するワークシートを作成する。

本指導資料については、市立学校全校で利用できるとともに、一部を各学校の判断で改変することについても可能なものとし、全てのデータを令和 3 年 7 月 31 日までに、マイクロソフトワードファイルにて札幌市教育委員会に提出する。

(5) 保護者向け啓発コラムの作成

保護者の意識向上に向け、ネットトラブルの実態やネットモラル向上の啓発等を内容としたコラムを作成する。小学校及び中学校の学校だより等への掲載を想定した 200 文字程度の簡潔な内容のコラムとし、小学校及び中学校における各 10 回の配布に対応するものとする。

本啓発コラムについては、市立学校全校で利用できるものとし、全てのデータを令和 4 年 2 月 28 日までに、マイクロソフトワードファイルにて札幌市教育委

員会に提出する。

5 業務実施体制

- (1) 受託者は、本仕様において定める業務ごとの責任者の役職及び氏名、業務全体の管理者の役職及び氏名など、実施体制について明らかにすること。
- (2) 研修講師は、情報モラル・リテラシーに関する研修を実施できる能力を有するものをもって充てること。

6 業務完了報告書

本事業の業務終了時に、事業の取組内容、及び成果と課題等を盛り込んだ報告書を作成し、5部提出する。

7 業務実施上の注意事項

- (1) 受託者はこの仕様書及び付帯する別紙に従い、委託業務履行に関する法令を遵守して当該業務を行うこと。
- (2) 業務の実施にあたり、委託者が不適当であると認める事項については、受託者は直ちに業務改善の措置を講じなければならない。また、委託者は業務実施に支障が生じていると判断したときは、受託者に対して研修講師等の変更を求める場合がある。
- (3) 委託業務の実施中に、受託者の故意または過失により問題となる事故等が発生した場合には、受託者は速やかに報告書をまとめ、委託者に提出するとともに、受託者の責任において処理をすること。
- (4) 業務遂行に必要な用具及び消耗品は、研修会場、説明会会場で札幌市教育委員会若しくは当該学校の承認を得たものを除いて受託者の負担とする。
- (5) 業務上の疑義が生じたときは必ず委託者の指示を受けて実施すること。

8 その他

この仕様に定めが無い事項については、委託者と受託者が協議の上、決定する。